

令和3年5月25日

放送大学学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

放送大学学園

監 事 出 口 利 定
監 事 石 井 尚 子



令和2会計年度放送大学学園監事監査報告書

私立学校法(昭和24年法律第270号)第37条第3項及び放送大学学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第16条の規定に基づき、業務及び財産の状況等について監査を実施した結果、下記のとおり認められる。

記

1 監査結果の概要

(1) 監査の方法と概要

監事は、放送大学学園監事監査要綱及び予め定められた監査計画に従い、監事と監査室との打合せを定例化し、学園の業務の実施状況の確認やガバナンス監査の方針の検討等を行ったほか、理事会、評議員会、学長選考会議等の主要な会議に出席し、その状況を確認した。

業務の実施状況については、監査の重点項目を中心に、関係書類の確認及び担当理事や職員に対して聴取を行い、学長選考会議に関する確認等を行ったほか、本学園本部の施設の状況について視察を実施した。

また、寄附行為第35条第1項に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を確認した。

これらを通して、本学園本部、学習センター5機関及びサテライトスペース1機関に関する業務及び財産の状況について監査を実施した。

(2) 監査の結果

① 業務の監査結果

放送大学学園における大学の運営、放送の実施、施設設備の整備及び広報活動等の業務については、本学園の設置目的に沿い、法令その他の定め及び予算に従って、適正に執行されていることを認める。なお、事業報告書は、本学園の状況を正しく示しているものと認める。

② 会計の監査結果

財産目録及び財務諸表は、会計帳簿の記載と一致しており、法令及び放送大学学園会計基準に準拠し、本学園の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。

2 是正又は改善を要する事項

定期監査の結果、特段のは是正や改善を要する事項は見受けられなかった。

以 上